

平成22年8月6日

財務省 大臣官房審議官 殿  
国税庁 課税部長 殿

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

社団法人生命保険協会

**【要望内容】**

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する課税取扱を変更するに際して、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱としていただきたい。

年金に対する源泉徴収についても、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な仕組としていただきたい。

**【要望理由】**

平成22年7月6日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

当該判決を踏まえ、今後、課税取扱が変更されるものと思料しますが、本件の課税取扱について最も重要な視点は、納税者であるお客さまにとって分かり易く、過去分の更正手続きや将来の確定申告手続きが極力、簡素となるような取扱になることと考えております。また、こうした仕組みを構築することが国民の負担軽減、ひいては保険会社の負担軽減につながり、社会的コストを最小化することになると考えております。したがって、本件に関する課税取扱の変更にあたっては、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱とされることを要望いたします。

なお、現在、年金に対し行っている生命保険会社の源泉徴収は最高裁判決上、適法とされておりますが、課税取扱の変更等に伴って源泉徴収の仕組も見直されることが考えられます。これに際しても、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な仕組とされることを要望いたします。

以上